

【就学前の第2子以降の保育料が無料になります】

平成26年4月から、就学前児童が2人以上いる世帯で、就学前の最年長児が保育所、幼稚園、認可外保育施設、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部において保育若しくは教育を受けている場合又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合、就学前の第2子以降の児童に係る保育料が無料になります。

現在、認可保育所に在籍している場合は、子育て支援課が該当する児童を確認の上、保育料を登録された口座からの引き落としをしない処理を行いますので、**特に手続きは必要ありません。**

また、これから認可保育所に入所を希望される場合は、「保育所入所申込書」を子育て支援課に提出してください。

【お問い合わせ先】

健康福祉部子育て支援課保育所係

☎23-3962